

2. ICT活用教育研究支援の配分問題

2-1 私学振興事業団による調査、算定方法の決定

(1) 「ICT活用教育研究支援に係るアンケート調査」

私立学校振興・共済事業団（私学振興事業団）は、補助要件及び補助単価の策定をするため、平成21年3月19日に「ICT活用教育研究支援に係るアンケート調査」を4月10日期限に実施し、教育研究用ソフトウェア、教育研究用データベース、授業用コンテンツ、電子情報（電子ジャーナル等）等の利用について、使用本数・規模、年間所要経費等の調査を行い、6月に開催の事務担当者研修会に知らせることで調査を実施した。その結果、各大学で導入しているソフトウェア、電子ジャーナルの導入の仕方、契約形態、種類、内容を見てみた結果、想定した以上に多種多様な形態になっていることが改めて分かった。「全体的な傾向、各学校の特色やその実情を踏まえた算定方法を考えるためには、算定方法上の多少の工夫も必要ではないか。具体的にどのような算定方法で、どのような単価で配分をしていくかについて、なお慎重な検討が必要となり、文部科学省とも協議をしながら進めているが、議論を重ねている中で慎重に対応することになった。検討にあたっては、予算総額自体がマイナス1%になっており、特別補助全体で他にも多くの新規メニューが増えていることから、多少減額という形になるが、大学でおおむね前年度補助金が確保できるような配分方法を念頭において検討を進めている」との報告が同事業団から5月29日の本協会第51回総会であった。

(2) 「平成21年度私立大学等経常費補助金特別補助対象事業に係わる調査（ICT活用教育研究支援）」

以上のような経緯を踏まえて、7月10日に8月10日を期限に電子メールで特別補助算定の基礎資料とする調査の提出を全学校法人に求めた。調査の内容は以下の通りである。

① 情報通信設備を活用した教育研究

- * 情報通信設備を活用した教育研究の実施状況及び教育研究上の効果等
- * 電子計算機台数、PC端末のネットワーク環境、ソフトウェア
- * マルチメディア化された教室数、ネットワーク回線の状況、ICT活用教育研究に係る組織、研修体制等の取り組み

② 教育研究情報の電子化

- * 教育研究情報の概要及び教育研究上の効果
- * 利用情報の製品名、購入年度、契約数、ライセンス数、同時アクセス数、利用可能PC台数、利用範囲

③ 大学独自のデータベースを活用した教育研究

- * データベース又はコンテンツの名称、教育研究上の効果、稼働開始年度、利用PC台数

(3) ICT活用教育研究支援の算定方法決定

10月21日に文部科学省西村係長より、配分方法について、「10月20日に私学

事業団にて決定した。総額の確保、個別大学等の補助金額への配慮については極力影響がないように検討を重ね、最小限の影響で止まっているものと考えて」との連絡があった。学校法人へは10月27日付で通知された。その内容について、本協会第53回総会(21年11月25日)において、同事業団より次のような報告があった。

- ① 算定は、『情報通信設備を活用した教育研究』と『大学独自のデータベース等を活用した教育研究』とした。
- ② 情報通信設備を活用した教育研究の要件としては、コンピュータ、ネットワークを活用した授業科目の設定、eラーニングを活用した授業の実施等、情報通信設備を活用した教育研究を実施する大学等とした。これを満たせば「情報通信設備の基盤整備及び維持」「教育研究用ソフトウェア」「教育研究情報の電子化」までの申請が可能となる。
- ③ 「情報通信設備の基盤整備及び維持」は、まず、学生数に単価で20年度借入支援の補助額の半分を逆算する形で求めている。次に、PC台数、サーバー台数に単価(PC20台1組36万円、サーバ5台1組84万円)をかける。単価の設定は5年で1台が購入できる値段の2分の1を根拠とした。大規模校に補助が偏らないよう補助の上限を学生数で4億5千万円とした。「教育研究用ソフトウェア」も同様の考え方になっている。「教育研究情報の電子化」は、特定の教室等で使用するもの、学内で使用するもの、学外での使用の利用範囲による差を設けることにした。
- ④ 単価の基本的な考え方は、5年間で一つのものを購入した1年分を基準とした。理工系は専門性が高くなって高額な機器やソフトを導入している場合も考えられるが、どの性能がいいのか、そういったものまで加味できなかったのではないかと思う。基盤的補助金の性格が根底に流れており、若干不似合いな単価が発生してしている部分もあるかと思う。組数による単価設定は、パソコン20台設置の教室に1台のサーバがあり、20台の端末1台当たり5本のソフトが入っていることをイメージしている。極端にはPC1台でも、ソフト1本でもそれぞれこの単価を使うことにより、激変緩和を少し加味させていただいた。1台のPCを買った場合、18万円まで買えることになる。
- ⑤ 「大学独自のデータベース等を活用した教育研究」の要件としては、大学独自のデータベース、授業用コンテンツを活用した教育を行う大学等を対象とし、データベース等の数に利用範囲に差を設けた単価を設定して算出。1校当たりの上限を5千万円とした。
- ⑥ 2回の調査票をもとにシミュレーションした。申請校768校で20年度の補助額より増額する大学等は678校、88%で、12%が減額となる。21年度の学生数の使用ができなかったので20年度を基礎としてシミュレーションしたので、21年度の一般補助の対象数との関連から今の段階でははっきりしていない。全体の情報関係の補助額は、20年度は250億円であったが、これが4百億円弱になるのではないか。まだ、ほかの特別補助の申請項目等との関係で圧縮がかかって少なくなる可能性があるが、昨年度より全体像としては大きくなっている。

具体的な算定方式は、以下に掲載する。

I C T 活用教育研究支援

1. 情報通信設備を活用した教育研究

要件：コンピュータ、ネットワークを活用した授業科目の設定、e-Learningを活用した授業の実施等、情報通信設備を活用した教育研究を実施する大学等を対象とする

(1) 情報通信設備の基盤整備及び維持

- ① 学生数×(単価@ 円・※1参照)
- ② PC台数(20台1組)×単価(@360,000円)
- ③ サーバー・ホスト台数(5台1組)×単価(@840,000円)

①+②+③=補助金額

※1 ①の単価

大学：昼間部 7,000円、夜間部 5,000円、通信教育部 4,000円
短大：昼間部 6,000円、夜間部 5,000円、通信教育部 4,000円
 第三部 6,000円

※2 補助上限 ① 250,000千円、②+③ 200,000千円

(2) 教育研究用ソフトウェア

- ソフトウェア数(100本1組)×単価(@340,000円)
- ※ 補助上限 150,000千円

(3) 教育研究情報の電子化

- 電子ジャーナル数×単価(@ 円・※1参照)

※1 単価

特定の教室、特定のPC等限定された場所等で使用するもの 50,000円
学内で使用するもの 150,000円、学外でも使用可能なもの 200,000円

※2 補助上限 50,000千円

2. 大学独自のデータベース等を活用した教育研究

要件：大学独自のデータベース、授業用コンテンツを活用した教育を行う大学等を対象とする

- データベース等数×単価(@ 円・※1参照)

※1 単価

特定の教室、特定のPC等限定された場所等で使用するもの 100,000円
学内で使用するもの 200,000円、学外でも使用可能なもの 300,000円

※2 補助上限 50,000千円

※ 各項目の補助上限は1校あたりの金額である。

2-2 本協会による算定方法の検証

(1) 本協会によるサンプリング調査

10月21日の文部科学省からの算定方法決定の連絡を受けて、本協会では、算定方法による配分額を推測するため、大規模、中規模、小規模、理工系大学、医歯系大学、短期大学の38校を対象に、8月に事業団に提出した調書と7月実施の第2次調査を用いて分析し、検証した。その結果、20年度補助金に対して3分の1が減額となっており、医歯系大学は8割減額のところもある反面、コンピュータを多く整備している大学等には補助額以上に補助されるなど、8割減額の大学から224%増額の大学までかなりのバラツキがあることが判明した。

(2) 算定方法の問題点と改善提案

そこで本協会としては、10月28日に常務理事会を開催し、当面減額の大学に対して救済措置を考える必要があること、5割以上が120%の増額となる可能性が高いことから、増減額の幅について例えば10%程度のバランスをとるため、増額校を圧縮して減額校にまわすなどの激減緩和措置を文部科学省及び私学事業団に申し入れる必要があることを確認し、11月14日の第151回理事会にて協議の結果、配分額の決定は翌年1月になるとのことから、変更が可能と推測し、同事業団に以下の問題点及び課題を説明し、改善を要請することにした。

- ①「情報通信設備の基盤整備及び維持」は、コンピュータ台数、学生数の規模による支援単価で20%から361%と38校の内の21校、約55%が増額され、45%が減額となっている。いわゆる学生数が少なくても設備環境の整備に積極的に支出して努力しているところが逆に不利になる。逆に学生数が多く、かつ過去に整備した教育研究パソコンを多数持っていて支出がないところが、有利となっている。「教育研究ソフトウェア」は、前年度の補助に対して、2校を除き38校の内の36校が100%以上となり、20倍近い大学が7%もある。ソフトの数の捉え方を一式という形で調書に答えた大学は1本として積算されるため補助が減額となるが、ワンパッケージの中の種類を答えたところは、本数に対応した支援が受けられるのでまったく実体とかけ離れた補助が実現することになる。単価の低いソフトを使用しているところが、実支出以上の補助を受けることになっている。
- ②「教育研究情報の電子化」は、6%から16倍になっており、34大学の内の3分の1の11校が増加し、3分の2の23校が減少になっている。電子ジャーナルの単価が5万円から20万円と限定されていることから、高額のコテンツ、例えば300万円を使用しているところは極めて不利となっている。逆に単価の低いコテンツを使用しているところが、実支出以上の補助を受けることになっており、公平な支援となっていないことが分かった。
- ③「大学独自のデータベース等を活用した教育研究」は、1%から600%と実態とかけ離れて支援となっており、14校のうち3校が増加、9校が大幅に減少している。データベースの規模が単価に反映されず限定されているため、単価以上のデータベースを使用するところはまったく不利となっている。
- ④ 今回の配分方法では、区分ごとに大きなバラツキがあり、教育・研究における1

CT活用支援について「公平性」を確保する工夫が不十分であること。「公平性」を目指すには、単価設定の適正化を図る必要があり、実際に大学が支出している経費との関係を調査し、再検討することが必要であること。

調書に該当する設備の数、ソフトの数の正確性が得られるよう、調書の中で算出の具体的な方法を例示するなど周知徹底が必要であること。大学の回答内容の正確性を検証するエビデンスが見当たらない。

21年度は時間的な問題もあり、今回の単価による個別大学の支援額が、20年度の補助額と比較して結果として、例えば10%程度の増減幅で収まるよう、総合的な調整が必要である。とりわけ8割も減額されているような大学は、補助との実績を踏まえた調整係数を導入、または調書の再確認による大学からの訂正申し合わせの受け入れなどの救済措置が必要である。

理事会の方針を受けて、11月19日に井端事務局長から同事業団の西山助成部長に本協会でもシミュレーションした内容を説明し、今回の算定方法では補助の公平性に問題があること、今後も持続可能な補助とするには多くの課題があるが、とりわけ、減額となった大学について、減額幅を改善するため20年度補助との実績を踏まえた調整と調査回答が不備で減額となっている大学についての救済を要請した。これに対して西山部長は本協会の申し出について事実関係を調べてみるとのことであった。

その後、11月25日、本協会の第53回総会において、向殿会長より大幅な減額額校と増額校の可能性、減額校に対する激減緩和と調査ミスによる大学への配慮を要請した。

(3) 「補助金額内示表」の内定に対する調査

平成22年2月12日に同事業団より、最終補助予定額について「平成21年度私立大学等経常費補助金の内示」が通知され、内示額にしたがい学校法人から補助金交付申請書の提出が依頼された。これを受けて、本協会では単価方式に変更されたことによる各大学への影響や補助の適切性を検証することとなり、同年2月20日に「ICT活用教育研究支援」の内示額について加盟校を対象に調査し、20年度における各大学の補助額との対比を行った。加盟校456校の内、85%の386校から回答があった。しかし、31校は20年度補助実績がないことから対比の集計から外し、355校で比較した。その結果、加盟校での補助総額は20年度に対して15%増額した。しかし、対前年度に対して105%以上の増額校は73%、95~105%が6%、減額校が21%であった。増額校の内、2倍以上は35%で最大81倍、減額校は84%減額の16%の内示となっており、極めてアンバランスな支援となっていることが判明した。

そこで、本協会では同年3月30日の総会に向けて、文部科学省、同事業団に意見を提案すべく問題点の整理と改善の工夫について提案の準備を進めていたが、同総会に文部科学省、同事業団とも出席できないとの連絡があったことから、改めて22年4月に情報環境整備促進委員会、常務理事会、理事会にて慎重に協議し、その上で4月、5月に文部科学省、同事業団に折衝することになった。